

平成30年度石巻市測量・建設コンサルタント等業務 競争入札参加資格審査申請要領（補充登録）

1 申請者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。
- (2) 平成30年4月1日時点において、1年以上の営業経験を有し、かつ、課税対象者については、申請日前の直近1年分の納税証明書の提出が可能であること。
なお、本社以外の営業所、支店等に委任して申請する場合は、委任先がこれらの資格を満たしていること。
- (3) 所得税、法人税、消費税、地方消費税、事業税及び市区町村税を滞納していないこと。
- (4) 石巻市と契約する営業所については、本社（本店）を含めてどこか1つの営業所での登録になる（複数の営業所等の登録不可）。よって、登録を希望する営業所は、登録希望業種に応じ、国土交通大臣又は都道府県知事の登録を受けていること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与しており、適正な競争を妨げるおそれがあると認められるものでないこと。
- (6) 申請日時点において、石巻市測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格を得ていないこと（現在承認を得ている事業者の方は、今回申請する必要はありません。）。

2 申請書受付期間

平成30年2月1日（木）から平成30年2月15日（木）まで

- ※ 平成30年2月15日（木）17時まで 石巻市総務部管財課 必着のこと。
- ※ 発送日にかかわらず、受付期間最終日の17時を過ぎて石巻市総務部管財課に到着したものは受け付けませんので、早めに発送してください。到着に関するトラブルには対応できません。

3 申請方法

郵送（輸送）のみの受付とします。「一般書留」「簡易書留」「特定記録」「宅配便」など、到着日時が確認できる方法としてください。ただし、信書便取扱いのものに限ります。なお、持参による申請は受け付けません。

【送付先】

〒986-8501 石巻市穀町14番1号
石巻市総務部管財課契約グループ

- ※ 不明な点がありましたら、次の連絡先にお問い合わせください。
石巻市総務部管財課契約グループ 電話0225-23-6611・6612（直通）
- ※ 封筒（A4判のフラットファイルが入るもの）に、「入札参加資格申請書類（コンサル在中」と、朱書きしてください。
- ※ 申請書受理票は、発行しません。申請書が当市に配達されたか確認する場合は、各申請書類等の送付を依頼した会社のホームページで検索するか、又は各申請書類等の送付を依頼した会社へお問い合わせください。

4 申請書の提出部数

1部とします。

5 競争入札参加資格承認書の交付

資格審査の結果、適格と認めた場合は、競争入札参加資格承認簿に登録し、競争入札参加資格承認書を3月下旬に交付する予定です。

6 資格の有効期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とします。

7 提出書類等（詳細は、3から6ページまでに記載）

- ※ 謄本及び各種証明書類（写しを含む。）は、全て申請日から遡って3か月以内に発行されたものに限ります。
- ※ 様式1から様式5までの記載に当たっては、7ページ以降の「平成30年度石巻市測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査申請書類作成要領」を御覧ください。
- ※ 押印は朱肉を使用したものとし、浸透印（シャチハタ等）は使用しないでください。
- ※ 例年、書類の提出漏れが多く見受けられます。申請書類作成の際は、本要領をよくお読みいただき、提出書類チェック表により、再度確認いただいた上で、お送りください。

8 注意事項

- (1) この申請は、競争入札に参加する資格を得るためのものであり、競争入札参加資格承認書を交付されても、指名競争入札等において必ず指名されるわけではありませんので、御承知願います。
- (2) 測定・解析・計量及び不動産鑑定については、役務提供競争入札参加資格審査申請になります。

9 有資格業者名簿の公表

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第8条の規定に準用し名簿を公表します。

また、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書等は、石巻市情報公開条例（平成17年石巻市条例第14号）の規定に基づく請求があった場合には、公開することができます。申請書等に記載された個人に関する情報は石巻市の入札契約事務のために収集するものです。個人に関する情報を記載する書類の提出に当たっては、使用目的を本人に伝え、その承諾を得てから申請をしてください。

10 営業内容等の確認について

新規に登録申請される方等営業内容を確認する必要があると認められる場合は、上記7の提出書類等のほかに、営業所の状況や事業概要等を記載した書類の提出を求める場合があります。

11 その他

不明な点がありましたら、次の連絡先にお問い合わせください。

石巻市総務部管財課契約グループ 電話0225-23-6611・6612（直通）

区分	No.	提出書類	説明等
市内・市外業者共通	1	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）	・様式1-①、様式1-②、様式1-③
	2	法人登記事項証明書（商業登記簿謄本等）又はこれの写し	・法務局発行
	個人	身分（身元）証明書又はこれの写し	・申請者の本籍地の市区町村発行
		法人印鑑証明書又はこれの写し（実印）	・法務局発行
	3	個人印鑑登録証明書又はこれの写し（実印）	・市区町村発行
		石巻市競争入札参加資格審査申請委任状	・市指定様式 ・行政書士等が代理申請する場合に提出すること。 ・本委任状については、 <u>本要領公表後（本公告日以後）</u> に発行されたものを提出すること。
	5	委任状	・市指定様式（使用印鑑届と兼用） ・契約行為等を本社以外の営業所、支店等に委任して申請する場合のみ提出すること。 なお、委任により申請する場合、法律により営業所、支店等ごとに登録を受けることが必要な業種については、当該営業所、支店等がその登録を受けていることが必要です。
		使用印鑑届	・市指定様式（委任状と兼用） ・使用印は、役職名、氏名等が表示されたものに限る。ただし、法務局に提出した印は、この限りでない。
	6	・測量法に基づく登録通知の写し又は登録証明書の写し ・測量業者登録申請書（詳細は、右記参照）の写し	・測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定に基づく測量業者の登録を受けていること。 なお、 <u>本社以外の営業所、支店等に委任して申請する場合は、当該営業所、支店等がその登録を受けていること。</u> ・以下の測量業者登録申請書類の写しを提出すること。 ① 測量業者登録申請書の <u>第一面及び第一面別紙（別表第十一（第十二条関係））</u> の写し ② 測量業者登録申請書の「添付書類（ホ）（測量法第55条の3第4号） 使用人数・営業所ごとの測量士・測量士補の数」 ③ 測量業者登録申請書の「添付書類（ト）（測量法第55条の3第6号） 誓約書」

区分	No.	提出書類	説明等
市内・市外業者共通	7	建築士法に基づく登録通知の写し又は登録証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく建築士事務所の登録を受けていること。 <u>なお、本社以外の営業所、支店等に委任して申請する場合は、当該営業所、支店等がその登録を受けていること。</u>
	8	① 建設コンサルタント登録規程に基づく登録通知の写し（追加登録通知の写しを含む。）又は登録証明書の写し ② 現況報告書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の登録を受けていること。 ・現況報告書の写しは、最新のもので、国土交通省の確認印があるものとする。 (様式第18号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トのみ) (貸借対照表、損益計算書、完成業務原価報告書、株主資本等変動計算書及び注記表の添付は不要)
	9	① 地質調査業者登録規程に基づく登録通知の写し（追加登録通知の写しを含む。）又は登録証明書の写し ② 現況報告書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）の登録を受けていること。 ・現況報告書の写しは、最新のもので、国土交通省の確認印があるものとする。 (様式第18号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トのみ) (貸借対照表、損益計算書、完成調査原価報告書、株主資本等変動計算書及び注記表の添付は不要)
	10	① 補償コンサルタント登録規程に基づく登録通知の写し（追加登録通知の写しを含む。）又は登録証明書の写し ② 現況報告書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）の登録を受けていること。 ・現況報告書の写しは、最新のもので、国土交通省の確認印があるものとする。 (様式第16号イ、ロ、ハ、ニ、ホのみ) (貸借対照表、損益計算書、完成業務原価報告書、株主資本等変動計算書及び注記表の添付は不要)
	11	業態調書	<ul style="list-style-type: none"> ・様式2 ・参加を希望する業種について、競争入札参加資格申請入力票と照合してください。
	12	経営規模等総括表	<ul style="list-style-type: none"> ・様式3
	13	測量等実績調書	<ul style="list-style-type: none"> ・様式4
	14	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・直前1年の営業年度の「貸借対照表」「損益計算書」の写し ・その他財務諸表があればその写し
		個人	<ul style="list-style-type: none"> ・直前1年の営業年度の「貸借対照表」「損益計算書」の写し ・その他財務諸表があればその写し <p>・法令等の登録で財務諸表の提出を義務付けられている場合（財務に関する報告書、現況報告書）は、国に提出したものとの写しで可とする。</p>

区分	No.	提出書類	説明等
市内・市外	15	法人 納税証明書又はこれの写し ①国税 ②都道府県税 (法人事業税) ③市区町村税	<ul style="list-style-type: none"> ①については、法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことが確認できる税務署長発行の証明書 ②については、申請日までに納期限が到来した都道府県税に係る徴収金について未納がないことが確認できる都道府県税事務所長発行の証明書 ③については、申請日現在において<u>取得できる最新年度分</u>の法人市区町村民税及び固定資産税（該当ない場合は不要）に係る市区町村長発行の証明書 <u>なお、納期末到来の場合は前年度の証明書を提出すること。ただし、前納等で最新年度分の法人市区町村民税等を完納している場合は、最新年度分の証明書を提出すること。</u> <p>例：石巻市における固定資産税の場合 最終納期（第4期）納期限が平成30年2月28日のため、本申請時には納期限日が未到来となっているが、既に第4期分を納め、平成29年度分を完納している場合は、平成29年度の納税証明書を提出すること。</p> <p>・契約行為等を本社以外の営業所、支店等に委任して申請する場合は、委任先の所在地の都道府県税及び市区町村税の証明書を提出すること。</p> <p>例：本社が東京にあり、仙台支店に委任する場合 国税－東京都所轄税務署、県税－宮城県、市税－仙台市</p> <ul style="list-style-type: none"> ③について、未納がないことの証明書が発行できる自治体については当該証明書でも可とする。
業者共通		個人 納税証明書、非課税証明書又はこれらの写し ①国税 ②都道府県税 (個人事業税) ③市区町村税	<ul style="list-style-type: none"> ①については、所得税、消費税及び地方消費税について未納がないことが確認できる税務署長発行の証明書 ②については、申請日までに納期限が到来した都道府県税に係る徴収金について未納がないことが確認できる都道府県税事務所長発行の証明書 ③については、申請日時点において<u>取得できる最新年度分</u>の市区町村民税、固定資産税（該当ない場合は不要）及び国民健康保険税に係る市区町村長発行の証明書 <u>なお、納期末到来の場合は前年度の証明書を提出すること。ただし、前納等で最新年度分の市区町村民税等を完納している場合は、最新年度分の証明書を提出すること。</u> <p>例：石巻市における固定資産税の場合 最終納期（第4期）納期限が平成30年2月28日のため、本申請時には納期限日が未到来となっているが、既に第4期分を納め、平成29年度分を完納している場合は、平成29年度の納税証明書を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③について、未納がないことの証明書が発行できる自治体については当該証明書でも可とする。

区分	No.	提出書類	説明等
市内・市外業者共通	16	技術者経歴書	・様式5
	17	事業協同組合等構成員名簿	・中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）により設立された事業協同組合、企業組合及び協業組合に該当する場合のみ提出すること。
	18	提出書類チェック表	・別添1（申請者が記載）
	19	競争入札参加資格申請入力票	・別添2（申請者が記載） ・参加を希望する業種について、業態調書と照合してください。
	20	担当者名刺貼付用紙	・申請書等について説明のできる方の名刺1枚を貼ること。
	21	返信用封筒	・長3封筒に82円切手を貼り、返信先の住所及び宛名（御中、様等まで）を記載すること。
	22	フラットファイル	・ピンク色（赤色）のA4判縦型のフラットファイル ※表紙及び背表紙に商号又は名称を記載すること。

上記書類1から17までの順に、上記22のピンク色（赤色）のA4判縦型のフラットファイルに綴り込み、表紙及び背表紙に商号又は名称を記載してください。

上記書類18から21までについては、ファイルに綴り込まないで送付してください。

また、そのうち18から20までは、ファイルに綴り込めるように、**2穴パンチ**してください。

なお、ファイルはエコロジー商品を用い、とじ具は樹脂製又はポリスチレン製のものを使用してください。

※国税の納税証明書は、会社や自宅からオンライン請求することができます。

詳しくは、国税庁ホームページを御覧ください。

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/shomei/01.htm#online>

平成30年度石巻市測量・建設コンサルタント等業務
競争入札参加資格審査申請書類作成要領

1 申請書類の記載事項の基準日

申請しようとする日の直前の営業年度の終了日とする。ただし、決算に関する事項については、基準日の直前に決算の確定した日とする。

2 申請書（様式1）の作成方法

(1) 様式上、「※」に該当する項目については、記載しない。

(2) 「01 新規・更新の別」欄には、該当する申請区分の番号（1又は2）に○印を付す。なお、申請時点で当市の競争入札参加資格承認簿に登録されている者が、引き続き資格を得るために申請する場合は「更新」、その他の場合には「新規」に○を付す。

(3) 「05 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の年月日及び番号を記載する。

なお、官公需適格組合証明を受けていない場合は、記載しない。

(4) 「07 本社（店）住所」から「14 メールアドレス」までの各欄は、次により左詰めで記載する。

① フリガナの欄は、カタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱う。

なお、「07 本社（店）住所」欄の都道府県名及び「08 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しない。

② 「07 本社（店）住所」欄での丁目、番地は、商業登記簿謄本に記載されているとおり記載する。ただし、商業登記簿謄本上の住所と営業上の住所が異なる場合は、営業上の住所を記載する。

（例）

イ	シ	ノ	マ	キ	シ	コ	ク	チ	ヨ	ウ				
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--

宮	城	県	石	巻	市	穀	町	1	4	番	1	号						
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--

③ 「08 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いる。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	一般財団法人	公益財団法人	一般社団法人	公益社団法人	合同会社
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(一財)	(公財)	(一社)	(公社)	(合)

(例)

ヒ	ヨ	リ	カ	、	オ	カ	ソ	ク	リ	ヨ	ウ				
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--

(株)	日	和	が	丘	測	量							
---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--

- ④ 「09 代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字空ける（代表者の役職については、フリガナの記載は不要）。
なお、印は実印（印鑑登録印）を押印する。

申請書下段（注）を確認の上で、生年月日及び性別を忘れずに記入すること。

(例)

イ	シ	ノ	マ	キ	タ	ロ	ウ								
---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

石	巻		太	郎											
---	---	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- ⑤ 「10 担当者氏名」欄は、申請内容を把握している方（当市からの、当該申請についての質問に答えられる方）を記入する。
- ⑥ 「11 本社（店）電話番号」欄、「12 担当者電話番号」（必要があれば内線番号）欄及び「13 本社（店）FAX番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いない。

(例)

0	2	2	5	-	9	5	-	1	1	1	1				
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--

- ⑦ 「14 メールアドレス」については、当市からの種々の連絡に対応できるアドレスを記載する。そのため、「10 担当者氏名」欄に記載した方に連絡がとれるアドレスを記載する。
なお、メールアドレスを持っていない場合、「なし」と記載する。

- ⑧ 「15 申請代理人」欄は、行政書士等が代理申請する場合に記載し、当該欄には、「石巻市競争入札参加資格審査申請委任状」の受任者欄に押印した印と同一のもので押印する（この場合、09の代表者印への押印は不要）。
なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を作成し提出する場合は、本欄への記載は不要である。

- (5) 「16 登録を受けている事業」欄については、次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載する。
- ① 測量業者…測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合
② 建築土事務所…建築土法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合
③ 建設コンサルタント…建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）

第2条による登録を受けている場合

- ④ 地質調査業者…地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合
- ⑤ 補償コンサルタント…補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示134号）第2条による登録を受けている場合
- ⑥ その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等が空白の欄に記載する。

(6) 「17 測量等実績高」の各欄については、次により記載する。

- ① 「①競争参加資格希望業種区分」欄には、当市が設定した業種区分に対応した競争への参加を希望する業種（以下「競争参加資格希望業種」という。）の区分の番号に○印を付す。
- ② 「②直前2年度分決算」、「③直前1年度分決算」及び「④直前2か年間の年間平均実績高」の各欄には、競争参加資格希望業種ごとに実績高を記載する（決算が1事業年度1回の場合には、「②直前2年度分決算」及び「③直前1年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。）。

なお、「③直前1年度分決算」とは審査基準日において確定した決算を含む過去1年間の決算を、「②直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「④直前2か年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。

また、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載する。

(7) 「18 有資格者数（人）」欄については、当市が指定する次の資格者の範囲に従い該当職員数を記載する。

1人で2以上の資格を有している者がある場合には、重複して計上する。さらに、技術士において同一部門において選択科目が異なる場合には、それぞれ重複して記載する。ただし、1人で同一種類である「一・二級」、「土・土補」の資格を有している場合は、上位のもののみ計上する。

一級建築士の免許を受けている者が、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けている者である場合は、一級建築士欄にはカウントしない。構造設計、設備設計両方交付されている者は、それぞれ重複して記載する。

番号	資格の種類	資格についての説明（関係法令等）
1	構造設計一級建築士	建築士法による構造設計一級建築士証の交付を受けている者
2	設備設計一級建築士	建築士法による設備設計一級建築士証の交付を受けている者
3	一級建築士	建築士法による一級建築士の免許を受けている者
4	二級建築士	建築士法による二級建築士の免許を受けている者
5	建築設備士	建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）による建築設備士登録を受けている者
6	建築積算士	社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験に合格し、登録を受けている者

番号	資格の種類	資格についての説明（関係法令等）
7	一級土木施工管理技士	建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理とするものに合格した者
8	二級土木施工管理技士	建設業法による技術検定のうち検定種目を2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
9	測量士	測量法による測量士の登録を受けている者
10	測量士補	測量法による測量士補の登録を受けている者
11	環境計量士	計量法（平成4年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者
12	技術士（総合技術監理部門）	技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち「総合技術監理部門」（上下水道部門及び衛生工学部門を除く各技術士における選択科目（記載のない部門は全ての選択科目）とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者
13	技術士（建設部門）	技術士法による第2次試験のうち技術部門を「建設部門」（選択科目を「土質及び基礎」とするものを除く。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
14	技術士（農業部門）	技術士法による第2次試験のうち技術部門を「農業部門」（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
15	技術士（森林部門）	技術士法による第2次試験のうち技術部門を「森林部門」（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
16	技術士（水産部門）	技術士法による第2次試験のうち技術部門を「水産部門」（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
17	技術士（上下水道部門）	技術士法による第2次試験のうち技術部門を「上下水道部門」（選択科目を「上水道及び工業用水道」又は「下水道」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
18	技術士（衛生工学部門）	技術士法による第2次試験のうち技術部門を「衛生工学部門」（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
19	技術士（電気電子部門）	技術士法による第2次試験のうち技術部門を「電気・電子部門」とするものに合格し、同法による登録を受けている者
20	技術士（機械部門）	技術士法による第2次試験のうち技術部門を「機械部門」（選択科目を「流体工学」、「交通・物流機械、建設機械」又は「機械設計」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録

番号	資格の種類	資格についての説明（関係法令等）
		を受けている者
21	技術士（情報工学部門）	技術士法による第2次試験のうち技術部門を「情報工学部門」とするものに合格し、同法による登録を受けている者
22	技術士（総合技術管理部門（地質調査））	技術士法による第2次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を次の「地質調査」欄の選択科目）に合格した者
23	技術士（地質調査）	技術士法による第2次試験のうち技術部門を「建設部門」（選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）とするものに合格した者
24	第一種電気主任技術者	電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者
25	第一種伝送交換主任技術者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による第一種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者
26	線路主任技術者	電気通信事業法による線路主任技術者資格者証の交付を受けている者
27	APECエンジニア	アジア太平洋経済協力会議（APEC）が取りまとめた「APEC エンジニア・マニュアル」に基づき、日本政府と相互免除の合意をしている政府において、当該国内に設立したモニタリング委員会に登録され、かつ、追加審査が必要な場合はそれに合格している者
28	RCCM	社団法人建設コンサルタント協会の行うRCCM試験に合格し、登録を受けている者
29	地質調査技士	社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
30	補償業務管理士	社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者
31	公共用地経験者	官公庁等に勤務し、公共用地の取得業務に従事した実績のある者で、その実務経験が10年以上のもの

なお、記載事項が一葉で終わらない場合は、同欄の書式で延長するものとする。この場合には、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

(8) 「19 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」欄には、建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規定に基づいて登録を受けている部門について、下表の登録部門に対応する番号に○印を付す。

建設コンサルタント業務					
番号	登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門
1	河川、砂防及び海岸・海洋	2	港湾及び空港	3	電力土木
4	道路	5	鉄道	6	上水道及び工業用水道
7	下水道	8	農業土木	9	森林土木
10	水産土木	11	廃棄物	12	造園
13	都市計画及び地方計画	14	地質	15	土質及び基礎

16	鋼構造物及びコンクリート	17	トンネル	18	施工計画・施工設備及び積算
19	建設環境	20	機械	21	電気電子

補 償 コ ン サ ル タ ン ト 業 務					
番号	登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門
22	土地調査	23	土地評価	24	物件
25	機械工作物	26	営業補償・特殊補償	27	事業損失
28	補償関連	29	総合補償		

(9) 「20 自己資本額」の各欄については、次により記載する。

① 「①株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載する（有限会社である場合においては、出資払込金、出資申込証拠金の額）。

外資系企業にあっては、「① 株主資本」の合計欄の上段（ ）内に外国資本の額を内数で記載する。

組合にあっては、組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載する。

個人にあっては、「④ 計」欄に、純資産合計（期首資本金+事業主利益+事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を記載する。

個人（青色申告）の方は、確定申告控えにある貸借対照表から、（事業主借+元入金+青色申告特別控除前の所得金額）－事業主貸で出た金額を個人事業者における「株主資本」とする。その他、評価・換算差額等、新株予約権という概念が個人事業者の財務諸表にないため、そのまま右下（P）も同じ金額が入る。

個人（白色申告）の方は、確定申告書の控えから確認できないため、自己資本額は「0」での申請となる。

※白色申告の個人が青色申告にある貸借対照表のフォームを用いて任意で貸借対照表を作成した場合には、それをもとに自己資本額を記入する。

② 「②評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載する。

③ 「③新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載する。

(10) 「21 損益計算書」の「税引前当期利益」欄は、直前1年度分決算によって記載する。

(11) 「22 貸借対照表」の「①流動資産」、「②流動負債」、「③固定資産」及び「④総資本額」の各欄は、直前1年度分決算によって記載する。

(12) 「23 経営比率」の「①総資本純利益率」、「②流動比率」及び「③自己資本固定比率」の各欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載する。

(13) 「24 外資状況」については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に○印を付するとともに、〔 〕内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。

なお、100パーセント外国資本の会社にあっては「2 日本国籍会社」欄に、一部外国資本の会社にあっては「3 日本国籍会社」欄に記載する。

(14) 「25 営業年数等」の「④営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間のうち、当該事業を中断した期間を排除した期間（1年未満の端数は、これを切り捨てる。）を右詰めで記載する。

(15) 「26 常勤職員の数」の「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載する。また、「④計」欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「⑤役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載する。

なお、「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ、客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいうので注意すること（休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間中勤務していることが必要であり、パートタイム労働者等は含まない。）。

3 添付書類の作成方法

(1) 業態調書（様式2）

この様式は、申請者において希望する詳細な業務区分を把握するためのもので、発注に際して参考とするものである。

- ① 「測量調査設計業務実績情報サービス（T E C R I S）における会社コード」欄は、T E C R I Sに登録している者のみ記載する。
- ② 「公共建築設計者情報システム（P U B D I S）における会社コード」欄は、P U B D I Sに登録している者のみ記載する。
- ③ 「登録部門及び希望業務の確認」欄の「登録」の欄については、申請者において登録を受けている業務区分に○印を付す。

また、「希望」の欄には、申請者が希望する業務区分に○印を付す。

注意：参加を希望する業種について、業態調書（様式2）と競争入札参加資格申請入力票を必ず照合してください。

(2) 測量等実績調書（様式4）及び技術者経歴書（様式5）

これらの様式については、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとする。

なお、記載事項が一葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。この場合には、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

4 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に関する設計、監理、調査等及び測量に係る契約のうち登録業種に係るものである。